



4 林政利第 41 号
令和 4 年 5 月 20 日

富山県知事 殿
(木材利用普及啓発担当課扱い)

林野庁長官

令和 4 年度林野庁木づかい運動取組方針について

木材の利用促進について、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

林野庁では、地球温暖化対策の推進や資源循環型社会の形成等に貢献するため、木材利用の意義等についての消費者の理解を促進する国民運動として、「木づかい運動」に取り組んできたところです。

昨年改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）（通称「都市（まち）の木造化推進法」）において、10 月 8 日が「木材利用促進の日」、10 月が「木材利用促進月間」として法定されました。

これを受け、令和 4 年において、別添の「令和 4 年度林野庁木づかい運動取組方針」に基づき、木材利用の促進に直結する様々な取組を実施することとしております。

つきましては、貴県におかれましても、「木材利用促進月間」の期間を含め、木材利用に向けた各種イベントや普及啓発活動に積極的に取り組んでいただくとともに、様々な主体による木材利用推進に係る活動への御支援について特段の御配慮をお願いいたします。また、木材利用に向けた取組の推進について、関係市町村及び関係団体に対しても周知いただきますようお願いいたします。

担当：木材利用課消費対策班

石飛、重光

電話 03-6744-2298

